

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年11月18日開催 生命保険協会]

1. 足元の金融経済情勢を踏まえた適切なリスク管理について

- 世界経済は、コロナの影響を受けて減退した需要の回復が見られる反面、インフレや地政学リスク等に起因する先行きの不透明感が続いている。また、金融市場においては、金利をはじめ、不安定な動きが継続している。
- 特に、海外金利上昇に加え、国内の超長期債金利も上昇傾向にあり、各生命保険会社が保有する債券の評価損が拡大している。こうした中、生命保険会社の財務の健全性に直ちに問題が生じるとは考えていないが、一部の保険会社において、実質資産負債差額が減少するなどの影響が生じていると認識している。
- こうした市場環境を踏まえ、各生命保険会社においては、適切なALM管理を行うとともに保険金支払いに備えた十分な流動性資産を確保することが重要であり、金融庁としては、各生命保険会社における資産の運用状況や運用に係る適切なリスク管理の高度化について、引き続き緊密に意見交換をしていきたい。

2. 代理店ヒアリングについて

- 金融庁は、保険の主力販売チャネルとしてプレゼンスが増している代理店に関し、財務局と協働のうえヒアリングを行い、態勢整備状況などの実態把握やフィードバックを進めてきた。
- 令和4事務年度のヒアリング項目は、令和3事務年度に引き続き、公的保険の説明に関するベストプラクティスの収集やサイバーセキュリティ対策に関する取組みなどに加え、顧客本位の業務運営が確保されているか確認する観点から、協会にて策定された「業務品質評価基準」に関する代理店側の取組みを追加する。

- また、令和3事務年度同様、事業報告書の提出代理店に限らずにヒアリングを行うことを想定している。初めてヒアリング対象となった代理店からの相談への丁寧な対応や、代理店の態勢整備にかかる必要な支援に努めていただきたい。

3. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、ご協力をいただき感謝申し上げます。政府では令和4年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。
- 令和4年10月公表のデジタル庁の調査（第5回調査）によれば、業種別のマイナンバーカード取得率は、全業種で64.3%。保険業は67.3%との結果であるが、今後更なる取組みが必要不可欠である。

金融庁としても、政府目標の達成に向け、各金融機関における取得率や取組状況をより詳細に確認していく。

(参考) 第5回(2022年8月26日～9月2日)調査における金融関連の業種の取得率

全体の取得率：64.3%

補助的金融業等：73.8% (7位)

金融商品取引業・商品先物取引業：68.3% (16位)

保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)：67.3% (20位)

銀行業：67.3% (21位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：62.4% (64位)

協同組織金融業：60.9% (73位)

- マイナンバーカードの普及促進に向け、
 - ・ 市区町村の実施する出張申請サービスの利用
 - ・ 申請のとりまとめなど、取得についての組織的なサポート
 - ・ 取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知

などの取組みを実施している金融機関もあり、こうした取組事例を参考にし

つつ、各社において更なるマイナンバーカードの普及に協力いただきたい。

4. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

○ 10月7日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、令和4年1月から7月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表した。

○ 同報告書では、

- ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
- ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載されている。

○ 同報告書を踏まえ、各金融機関におかれては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業
- ・ 個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

5. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議への提出物について

○ 2022年10月12・13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、会議終了後に議長総括が公表された。また、11月15・16日には、インドネシア議長下の締めくくりとなる首脳会議が開催され、議長国は12月からインドに交代する。

- 2022 年の G20 では、金融分野における様々な論点（サステナブルファイナンス、ノンバンク金融仲介、クロスボーダー送金の改善、気候関連金融リスク、暗号資産、金融包摂、マネーロンダリング等）が議論された。G20 への提出物のうち、本日はサステナブルファイナンスと暗号資産に関する報告書を紹介したい。

サステナブルファイナンス

- サステナブルファイナンスに関し、
 - ・ G20 サステナブルファイナンス作業部会が作成した「2022 年 G20 サステナブルファイナンス報告書」、
 - ・ FSB が提出した「気候関連開示に関する進捗報告書」が提出された。

「2022 年 G20 サステナブルファイナンス報告書」

2050 年ネットゼロ目標の達成に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行に向けたトランジションファイナンスの重要性が高まり、今や多くの国際会議で議論されている。

特に 2022 年の G20 では、トランジション活動や投資を特定する手法、投資家への情報提供等に関する原則を定めた「トランジションファイナンスのための枠組み」が策定された。

また、2021 年の COP26 を契機として、ネットゼロにコミットする金融機関も急増した。他方で、中小企業等の排出量見通しについて確たるデータの入手や多排出セクターの段階的移行（managed phase-out）に係る説明責任遂行の困難さも課題となっている。2022 年の G20 では、こうした論点を踏まえ、金融機関によるコミットメントの信頼性を強化するため、当局、国際ネットワーク、金融機関向けのハイレベルな勧告が策定された。今後も、各国事例の共有などにより、コミットメントの信頼性確保や実施段階における進捗を追跡する取組みのフォローなどが期待されている。

「気候関連開示に関する進捗報告書」

気候関連開示に関する FSB の報告書では、

- ✓ 国際的な枠組みの策定や各国における取組みの進捗状況に加えて、
- ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定する気候関連開示枠組みの実施にあたり各国が直面する課題

について報告されている。

国際的な枠組みの策定については、ISSB が策定するサステナビリティ関連情報開示の枠組みを実施するにあたって、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が保証の基準策定に着手しているほか、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が倫理規定等について改訂の作業に着手している。

暗号資産

- 暗号資産については、FSB から 3 つの報告書が提出され、会議後に公表された議長総括において、これらの議論が歓迎されている。
- FSB からの 3 つの報告書は、具体的には、
 - ・ 第一は、暗号資産に対する 9 つのハイレベルな規制監督上の勧告案に関する報告書であり、金融システム安定にリスクを及ぼす可能性のある全ての暗号資産関連の活動、発行者、サービス提供者に包括的に適用されるものである。
 - ・ 第二は、2020 年 10 月に公表された「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の見直しに関する報告書であり、2022 年前半の暗号資産市場の混乱等を踏まえ、償還請求権確保の強化などが図られている。
 - ・ 第三は、これら二つの勧告案の位置づけや、今後の FSB の作業方針に関する報告書である。FSB は、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインに対する勧告を 2023 年夏までに最終化させ、その後は 2025 年末までに各法

域での実施状況のレビューを行う予定である。

- 国際的な議論を受け、既に米国や欧州等では規制枠組みの整備に向けた動きが本格化しており、今後、FSB の勧告をいかにグローバルに実施していくかについて、議論が深まっていくものと考えている。

6. IAIS 年次総会等の結果について

- IAIS（保険監督者国際機構）は、2022 年 11 月 7 日から 11 日にかけて、チリ・サンチャゴにて、IAIS 年次総会等の一連の会合を開催した。
- その中では、「保険セクターのシステミックリスクのための包括的枠組み（HF）」の実施状況に関する金融安定理事会（FSB）への報告や、自然災害に係るプロテクションギャップに関する新たな作業を含む、IAIS の 2023 年から 2024 年の作業計画につき合意された。
- また、民間保険会社も参加した年次カンファレンスにおいては、「新興経済や社会的な課題に対する保険セクターの役割」をテーマに、マクロ経済リスク、気候関連リスク、消費者の嗜好の変化といった保険セクター共通のトレンドに関しても、ステークホルダー間で活発な議論が行われた。
- 2023 年 11 月の次回 IAIS 年次総会は東京で開催予定のところ、我が国の保険業界・金融市場の魅力を国際的に発信するためには、官民の協力が非常に重要であると考え、引き続き協会と緊密に連携させていただきつつ、年次総会の成功に向けて本格的に準備を進めてまいりたい。

7. 継続的顧客管理に係る丁寧な顧客対応について

- 継続的顧客管理における顧客情報の更新については、各社において鋭意対応いただいているかと存じている。
- 各社におかれては、顧客からの照会に対応する部署の職員に対して、リスクベース・アプローチによるマネロン対策等について理解を深めていただき、適切に対応していただきたい。

- また、継続的顧客管理における情報更新の考え方については、全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、顧客のリスクに応じて調査をすることで、回答率を上げるなどの工夫をしている例もあると承知している。
- 継続的顧客管理については、金融庁において政府広報をはじめとした周知活動を行っているほか、本年3月にマネロンガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）を改訂して、情報更新に係る考え方についても明確化を図っているため、参照いただければ幸い。

8. 暗号資産取引に係る注意喚起について

- 国連安保理・北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが令和4年10月7日に公表した報告書では、
 - ・ 北朝鮮当局の下部組織とされる「ラザルス」と呼称されるサイバー攻撃グループが、
 - ・ 暗号資産関連企業や暗号資産交換業者を標的にサイバー攻撃を行い、暗号資産の不正な窃取に関与している、と指摘されている。
- また、数年来、日本の暗号資産交換業者も、ラザルスによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況にある。
- こうした状況を踏まえ、10月14日に、暗号資産取引に関わる個人・事業者に対し、
 - ・ 暗号資産を標的とした組織的なサイバー攻撃が実施されていることを高く認識いただくこと、
 - ・ 適切なセキュリティ対策を講じていただくこと、
 - ・ 不審な動きを検知したときは速やかに政府に情報提供をいただきたいこと、を目的として、関係当局（警察庁、NISC）と連名で注意喚起を実施した。

- 今後、暗号資産やブロックチェーンを活用した業務を行おうとされる場合には、こうした点についても十分に注意いただきたい。

9. 金融機関のイノベーション推進について

- 金融機関が持続可能なビジネスモデルを確保するためには、明確な経営戦略の下で、世界の金融ビジネス、とりわけフィンテックの成果を吸収することが有益である。
- こうした点で、既に各金融機関においては、シリコンバレー等への駐在員派遣を通じて積極的にイノベーション推進に取り組まれていると承知している。
- 一方で、金融機関の海外駐在員の活用度は区々であり、
 - ・ 駐在員を送ることが目的となり、手段の目的化が生じていないか
 - ・ 駐在が短期間（2～3年）であるため、駐在員の成果が金融機関の足元のコスト削減にとどまっていないか
 - ・ スタートアップとの協業に際し、本部側が融資の間隔で2～3年の短期で結果を求めるため、長期的な関係が作れていないのではないかと
といった点を懸念している。
- 他方、課題解決に向けた好取組事例としては、
 - ・ 派遣前から本部の課題が明確で、派遣された職員と本部役員が密に連携することで、フィンテック企業との協働に関する迅速な意思決定が行えており、その結果、派遣されている職員の満足度も高く保たれている先
 - ・ 駐在員を5年以上滞在させ、現地ネットワークに入り込もうとしている先
 - ・ 駐在員が本部側の投資審査部門への十分な説明を通して本部の失敗許容度を上げ、長期的な投資を可能としている先などがあると聞いている。

- イノベーションの実現に向けた取組みは長期的な視点が必要であり、チャレンジの過程で短期的に赤字であることや、当初の想定通りいかないことが起こることは、ある意味当然でもあり、経営としても、そのような認識を持って進めていただきたい。
- 金融庁としても、海外フィンテックと日系金融機関の協業を促すためのミートアップの開催等を通じて、日本の金融機関のチャレンジをサポートしていきたいと考えている。紹介した事例も参考として、明確な経営戦略の下、金融における世界のイノベーションを取込む施策の継続・強化を行っていただければ幸い。

10. 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策について

- 10月28日、円安の進展等に伴うエネルギー・食料品等の物価高騰などの厳しい環境を踏まえ、国民生活や事業活動をしっかりと支え、持続可能な経済成長を実現する観点から、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が策定された。
- 今回の総合経済対策では、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③新しい資本主義実現の加速、④国民の安全・安心の確保、の4つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁からは、
 - ・ コロナや物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りや事業再生などの事業者支援の徹底、
 - ・ 個人金融資産の貯蓄から投資へのシフトに向けた、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討、顧客本位の業務運営を推進する制度整備や金融経済教育を推進するための体制整備、
 - ・ 人的資本の開示を含む非財務情報の開示の充実や四半期開示の見直し、コーポレートガバナンス改革の推進などの市場環境の整備、

などの施策を盛り込んでいる。このほか、明示されていないが、総合経済対策の一環として、保険会社の新たな健全性規制の導入に係る市場への影響度

についての調査・分析を行い、新規制への円滑な移行に向けて制度整備を検討することとしている。

- 金融が実体経済をしっかりと下支えできるよう、必要な施策を着実に実施していくために、金融機関の理解・協力が極めて重要であると考えているので、今後ともよろしくお願いしたい。

11. 資産所得倍増分科会について

- 本年末に策定される「資産所得倍増プラン」の検討のため、10月17日、新しい資本主義実現会議の下に資産所得倍増分科会が設置され、議論が開始されたが、金融庁より、国民の安定的な資産形成を促進するための方策について、大きく3点を説明。

- ① 第一に、NISAの抜本的拡充を図ること。8月末に税制改正要望を提出済みであるが、具体的には、国民にとって簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度とする観点から、

- ・ 制度の恒久化や、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税限度額の拡大のほか、
- ・ つみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」の導入
- ・ つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大すること

などを要望している。

- ② 第二に、金融事業者や企業年金等について、顧客等の利益を第一に考えた立場からの業務運営を求めるための制度のあり方について検討を進めるとともに、顧客に対して中立的で信頼できる助言サービスの提供を促すための仕組みを検討すること。

- ③ 第三に、国民の金融リテラシー向上に向けた取組みを強化するため、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供を推進するための体制を検討すること。

- 現時点において引き続き検討段階であるが、方向性が固まれば改めて説明する。国民の安定的な資産形成を実現する上で、金融機関の理解・協力が重要であると考えている。特に、第三で申し上げた金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要であると考えており、新たに検討する体制の運営において、各金融機関の協力が必須であると考えているので、今後とも宜しくお願いしたい。

12. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始（令和5年10月1日）まで1年を切った。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。なお、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は令和5年3月末。
- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。
- 保険募集人の中には課税事業者である先が一定数存在すると承知している。各金融機関におかれては、課税事業者である保険募集人に対するインボイス制度の情報提供等も含め、インボイス制度の円滑な導入に向けて引き続き協力をお願いしたい。

（以 上）